

本市における市内中小企業支援の取組

①融資・経営に関する「経営相談窓口」設置（1月30日～）

②災害対策資金「セーフティネット保証4号」の拡充（3月2日～）

危機関連保証制度に基づく認定の実施（3月13日～）

③制度融資認定窓口体制の強化

金融課及び中小企業窓口事務所の増員及び窓口拡充（4月13日～）

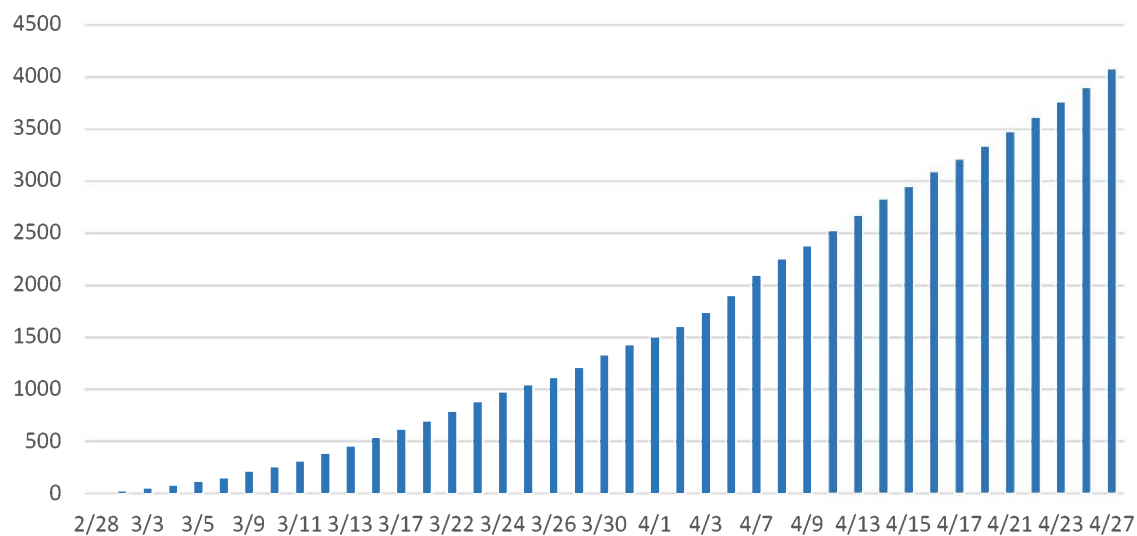
金融機関及び市保証協会と連携した迅速な認定書の発行（5月1日～）

本市融資制度の実績①

相談件数（累計） 4,074件

保証等認定件数（累計） 1,438件 （4月27日現在）

相談件数の推移（累計件数）



本市融資制度の実績②

保証承諾の業種別状況（4月24日現在）

（単位：件、％）

業種	保証承諾件数	全体に占める割合
建設業	115	<u>20.0</u>
製造業	86	15.0
運送倉庫業	15	2.6
卸売業	69	12.0
小売業	51	8.9
不動産業	18	3.1
サービス業	122	<u>21.2</u>
飲食業	95	<u>16.5</u>
その他	4	0.7
合計	575	100.0

無利子融資制度の創設等

○川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金の創設

融資限度額 3, 000 万円

無利子（当初 3 年間）・無担保・据置期間 5 年

預託額 150 億円・融資枠 375 億円確保

○川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給金

新型コロナウイルス感染症対応資金を利用する市内中小企業者へ当初
3 年間の利子を全額補給

○「災害対策資金」「危機対策資金」による保証料補助の継続実施

3, 000 万円を超える資金需要へ最大 5 億 6, 000 万円（セーフ
ティネット保証 2 億 8, 000 万円、危機関連保証 2 億 8, 000 万
円）まで市が信用保証料を最大全額補助

川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金

を活用して3,000万円の融資を受けた場合（シミュレーション）

1. 条件設定

- ・ 融資額：3,000万円
- ・ 据置期間：5年
- ・ 利子補給：3年間（国全額補助）
- ・ 信用保証料補助：（国全額補助）
- ・ 返済方法：元金均等
- ・ 利率：1.6%
- ・ 借入期間：10年
- ・ セーフティネット保証4号認定済

2. シミュレーション結果

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目～10年目	合計
元金返済額	0	0	0	0	0	3,000万円	3,000万円
利子支払い額	48万円 ↓ 補助 0	48万円 ↓ 補助 0	48万円 ↓ 補助 0	48万円	48万円	126万円	222万円
総支払額	0	0	0	48万円	48万円	3,126万円	3,222万円

5年間の支払合計 96万円（実質無利子化【3年間】）

大型連休の本市融資制度の窓口体制①

国が創設する民間金融機関による無利子融資制度について、5月1日から金融機関での事前相談が開始されます。

本市では、大型連休（5月2日～5月6日）期間について、次のとおり金融課窓口を開所します。

（中小企業窓口事務所は休業します）

5月2日（土）3日（日）	休業
<u>5月4日（月・祝）～6日（水・祝）</u>	<u>開所</u>
開所時間：9時～12時・13時～16時 業務内容：認定受付・電話相談	

大型連休の本市融資制度の窓口体制②

○川崎市信用保証協会は5月2日、3日は開所予定

○市内金融機関は一部支店等で営業予定

- ・川崎信用金庫：全店舗電話予約制
（予約は川崎本店で一括受付）
- ・横浜銀行：市内3店舗
（川崎（産業振興会館内）、武蔵小杉、新百合丘）

* 川崎信用金庫及び横浜銀行は5月2日～5月6日営業予定